

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…一

告示(選)

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………二

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………二

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………二

公告

○土地収用法施行令に基づく公示による通知……………(東京都収用委員会)…三

告示

●東京都告示第十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十一日

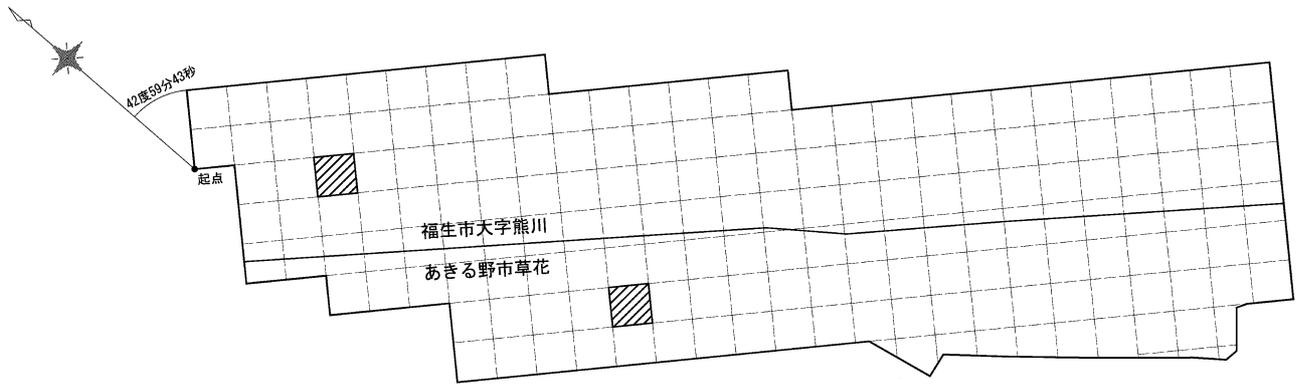
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(福生市大字熊川及びあきる野市草花地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【起点】
 起点は、座標 (X=-29546.727, Y=-46224.167) とする。
 (起点の座標は、測量法(昭和24年法律118号)の規定により世界測地系座標計算により作成した。)

【格子の回転角度(42度59分43秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



【凡例】

- 単位区画
- 市境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年一月十一日

東京都選挙管理委員会

二二〇、四九二

●東京都選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年一月十一日

東京都選挙管理委員会

一、五四〇、五七三

●東京都選挙管理委員会告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和六年一月十一日

東京選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区	18,324
中央区選挙区	46,935
港区選挙区	69,221
新宿区選挙区	91,723
文京区選挙区	61,989
台東区選挙区	58,154
墨田区選挙区	79,340
江東区選挙区	138,577
品川区選挙区	113,484
目黒区選挙区	78,391
大田区選挙区	170,085
世田谷区選挙区	195,421
渋谷区選挙区	64,411
中野区選挙区	94,686
杉並区選挙区	147,816
豊島区選挙区	77,368
北区選挙区	97,096
荒川区選挙区	57,411
板橋区選挙区	145,868

練馬区選挙区	169,987
足立区選挙区	161,795
葛飾区選挙区	127,755
江戸川区選挙区	159,529
八王子市選挙区	145,644
立川市選挙区	51,862
武蔵野市選挙区	41,519
三鷹市選挙区	52,849
青梅市選挙区	37,243
府中市選挙区	72,221
昭島市選挙区	31,721
町田市選挙区	120,627
小金井市選挙区	34,612
小平市選挙区	54,039
日野市選挙区	52,358
西東京市選挙区	57,367
西多摩選挙区	68,443
南多摩選挙区	67,510
北多摩第一選挙区	85,810
北多摩第二選挙区	57,251
北多摩第三選挙区	90,023
北多摩第四選挙区	53,582
島部選挙区	6,779

公 告

土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、

下記のとおり公示による通知を行う。
 なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和6年1月31日の終了をもってその通知があつたものとみなされる。

令和6年1月11日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

記

- 1 事件名
令和5年第7号及び令和5年第7号の2
東京都市計画道路事業幹線街路環状第5の1号線のための土地収用事件
- 2 通知書の名称
審理の開催について(通知)
- 3 通知を受けるべき者
住所 不明
ただし、閉鎖登記簿上の最後の住所は、ファミリーカ合衆国カリフォルニア州ウォルナット
氏名 山田 鉄雄
- 4 公示による通知に係る土地の所在及び地番
東京都豊島区雑司が谷三丁目15番3
- 5 公示による通知に係る掲示の事実
(1) 掲示されている場所
東京都庁内の総務局掲示板(第一本庁舎1階南側)
(2) 掲示を始めた年月日
令和6年1月11日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

